

令和 8 年度　さいたま市保育施設支援研修業務

1 件 名

さいたま市保育施設支援研修業務

2 事業の目的

本市では、保育を希望する市民が 1 人でも多く保育施設を利用できるようにするため、保育の受け皿の確保を進めている。そのうえで、各保育施設においても、配置基準を満たすための保育人材の確保が急務となっている。

一方、保育の量的拡大に伴い、保育の質の向上が更に重要となっており、多様化する保育ニーズに対応できる個々の保育士の資質の向上が求められている。

このような環境の中で、各保育施設では、保育所保育指針に基づき、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育の一体的な実施という保育所としての役割や機能の充実を進めていく必要がある。

そこで、保育施設支援に向けた取組の一つとして、保育人材確保を目的とする研修を実施することにより、保育士の就職や定着の促進、質の向上を推進し、施設の安定的な運営を図り、子どもを安心して育てることができる体制強化を行うことを目的とする。

3 実施主体

本事業の実施主体はさいたま市、運営主体は受託者とする。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日までとする。

5 委託業務の内容

- (1) 別紙「令和 8 年度保育施設支援研修業務計画書」（以下、業務計画書）に基づき、企画・立案し、事業を円滑に実施する。
- (2) 「令和 8 年度さいたま市保育施設支援研修業務」に係る参加者名簿、事業実績報告書、収支精算報告書等を作成し、委託期間中に提出すること。報告内容は次のとおりとする。

ア 事業の実施状況についてまとめたもの〔参加者名簿、完了報告書〕

イ 実施した研修内容・効果について、受講者に対して実施したアンケート調査を基に集計・分析したもの〔アンケート結果報告書〕

ウ イの結果をもとに今後の事業改善等についてまとめたもの〔事業実績報告書〕

エ 事業に係る収支決算状況をまとめたもの〔収支精算報告書〕

6 研修内容の確認

受託者は、本業務における研修内容・講師等について、実施前に委託者と協議し、確認を受けなければならない。

7 事業費等

(1) 事業費用（委託料）の算出

事業費（委託料）の算出に当たっては、当該研修事業を実施する上で必要な経費を計上し、提案する。具体的な経費については業務計画書 4(1)を参照

(2) 支払方法

事業費用は、精算払とする。

なお、会計年度は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(3) 事業に関する帳簿書類の保管

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を同事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(4) その他

市は、事業の実施状況について、必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は職員をして必要な調査をさせることがある。

8 守秘義務

本研修において知り得た情報及び結果を第三者に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

9 留意事項

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに事業計画を市に提出すること。
- (2) 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合があること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、市と密接は連携を取りながら進めることとし、随時その進捗状況を報告すること。
- (4) 本件委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (5) 本事業の受託者はやむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議の上、承認を得る。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、適宜市と協議し定めるものとする。